

第8回社会保障審議会年金部会 議事録

平成14年9月10日

第8回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成14年9月10日（火） 10:00～12:40

場 所：霞が関ビル 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、神代部会長代理、井手委員、今井委員、大山委員、岡本委員、
翁委員、近藤委員、堀委員、矢野委員、山崎委員、若杉委員

○ 高橋総務課長

それでは、ただいまより、第8回社会保障審議会年金部会を開催いたします。

私、8月の末の異動で、年金局総務課長に就任いたしました高橋でございます。よろしくお願いたします。

8月30日付で厚生労働省及び社会保険庁の異動がございましたので、議事に入ります前に、新任の幹部のご紹介をさせていただきます。

年金局長の吉武でございます。

大臣官房審議官年金担当の井口でございます。

社会保険庁運営部長の磯部でございます。

社会保険業務センター所長の遠藤でございます。

それから、こちら側になりますが、私の左側が年金課長の木倉でございます。

企業年金国民年金基金課長の矢崎でございます。

資金管理課長の石塚でございます。

運用指導課長の泉でございます。

それでは、吉武年金局長から簡単にご挨拶を申し上げます。

○ 吉武年金局長

8月30日に年金局長を命ぜられました吉武でございます。従来から、当部会におきましては、年金担当審議官として参加をさせていただいております。1月から新しい人口推計の公表を契機といたしまして、非常に活発にご審議をいただいておりますことにつきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

委員の方々、ご案内のとおり、16年の年金制度改革に向けて非常に重要な時期でございますし、従来の審議会と違いまして、最初から公開でオープンに委員の方同士のご議論をやっていただくという、宮島部会長あるいは神代部会長代理のお考えもございまして、審議会として望ましい機能を果たしていただいているのではないかと考えております。

私どもも新しい体制になりましたが、相当の幹部の人事異動ございましたけれども、年金についての素養が深い新しい幹部でございます。今、着任早々でございますので引継ぎをやっておりますけれども、遠からぬうちにこれまでの体制と変わらぬ力量を発揮できることになるのではないかとこのように思います。審議会の事務局といたしましても最大限努力をいたしたいと思っておりますし、同時に新しい省庁再編によりまして、厚生労働大臣が年金制度全般についての企画立案の責務がございますので、その事務局としての責務も同時に果たしながら、次期改正に向けて最大限の努力をしまいたいと思っておりますので、どうぞよろしくご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。

○ 高橋総務課長

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。上の方に積んである順からでございますが、座席図、議事次第のほか、次のとおりでございます。

まず資料1-1、「厚生労働省平成15年度概算要求について」という冊子でございます。

資料1-2、これは1枚だけでございますが、「関係諸指標等の動向について」、これは資料1-1との関連でございます。

それから、厚いもので、資料2-1、「支え手を増やす取組み」。

資料2-2、「支え手を増やす取組み（参考資料）」が付いてございます。

資料3、これもちょっと厚いものでございますが、「国民年金の未加入・未納対策」。

資料4、今井委員からご提出のものでございますが、「自営業者グループの現状から見えてくること」。

資料5、堀委員ご提出の「支え手を増やす取組みについて」ということでございます。

それから、このほか、前回7月に配付をいたしました各委員からのご意見と前回の議事録についても参考資料としてお付けをいたしております。

それから、あわせて、公的年金に関するパンフレット等の広報資料を参考としてお配りをしております。

委員の出欠状況でございますが、本日は杉山委員、向山委員、山口委員、渡辺委員につきましては、ご都合によりご欠席のことと伺っております。今、大沢委員が遅れていらっしゃるようでございますが、出席ということで、ご連絡はいただいております。現在におきましても、委員の三分の一がご出席でありますので、会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、今後の進行につきまして、部会長をお願いいたします。

○ 宮島部会長

お忙しいところありがとうございました。

前回7月から、8月はお休みいたしまして、ひと月半近く間があいたこともございます。その間、いろいろ年金をめぐる議論の進行もございますし、また、内閣の協議で今後の段取りにやや変わった点が出てきているのかというふうに思います。今後、特に本部会がどういう形で審議をしていくかということは、少しスケジュールという点で、あらかじめ委員の方々にお話しておいた方が、特に今日の審議も含めまして段取りをつけやすいと思いますので、もちろん細かい点は決まっていないと思いますけれども、おおよそ今後の審議の段取りにつきまして、総務課長から、もし今の段階ではっきりしている点があれば、それを少しお話しいただければと思います。

○ 高橋総務課長

いつもでございますと会のおしまいに今後の段取りということについてお話しをさせていただいているかと思いますが、今日は最初の方で今後のお話しをしろということで今、部会長からお話ございましたが、次回9月26日に予定をいたしておりますけれども、次回につきましては、今後の給付と負担のあり方と密接に関連いたします年金積立金のあり方につきまして、追加的な論点としてご審議をお願い申し上げたいと考えております。また、さらに議論の必要な点がもしあれば、その点につきましては、今後議論の中に出てくれば、逐次部会長、部会長代理とよく相談した上でお諮りをいたしたいと思います。

これは3月時点の話でございますけれども、当面は総論的な論点についてご審議をいただいて、秋には一たん整理をして各論に入るということを前局長から申し上げてきたところでございます。実はこの点、先日、経済財政諮問会議の方から、厚生労働省としての案を早期に示し、国民的な議論を進めていくべきであるとの指摘がございまして、私ども坂口厚生労働大臣からも早い段階で年金制度の改革の方向性と論点を示したいと、この経済財政諮問会議の席で申し上げたところでございます。私どもの大臣、こういう意向でございますので、当部会でもそれに向けまして、ご議論をさらに深めていただきたいと思います。

いずれにしても、3月時点から申し上げてきましたように、秋に向けての総論的な論点、これが方向性と論点の提示ということになるわけでございますけれども、それに向けての議論を深めていくことをお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。今、ちょっとお願いいたしましたのは、従来から秋口に一た

ん総論的な論点の整理をということを申し上げておりましたが、そのタイミングを、具体的にどのタイミングに定めるかということがややこの審議の仕方にかかわりますので、先ほど事務局と私と少し打ち合わせをいたしました。私としては、9月いっぱい、少なくとも事務局から説明に当たるような論点の提示とこういう資料の説明はできるだけ終わらせたいと思っております。それで10月に、まだその辺のところは確定はしておりませんが、委員の間の議論だけを集中的に行う部会を1回あるいは2回行って、できれば10月中に総論に関するかなり細かい論点を整理するということまでやっておきたいと考えております。もちろん場合によっては多少スケジュールに変化が起るかもしれませんが、おおよそそういうスケジュールで考えておきたいと思っております。

今このように考えておりますが、今日は主要な論点は、先ほど資料説明がありましたように、「支え手を増やす」という、特に雇用や社会保険のあり方に一部かかわる重要なテーマ、もう一つは、特に「国民年金保険料の徴収」という問題でございます。今日は主にこの議論をいたしまして、これに関する議論だけで、今日の部会はそれでよろしいのではないかと考えております。そして次回は、先ほど総務課長から話がありましたように、年金積立金のあり方、運用ということについての論点の追加的な議論をしていただきたい。

その先、お願い申し上げますのは、次の9月の2回目で、論点として提示をして、議論をすることは一応そこで終わらせたいと思っておりますので、委員の方々に、さらにこれまで検討してきた論点に加えて、取り上げるべきものがございましたら、できれば今日中というわけにはいきませんが、口頭でも結構でございますので、あるいは若干遅れても構いませんが、事務局にお伝えいただければと思っております。

そういたしますと、今日は支え手の問題と年金保険料徴収の話、次回が積立金の運用の話ということで、大体これまで続けてきた議論はほぼ終わるのではないかと私は思っておりますが、まだいろいろ論点が別途あるかと思っておりますので、皆さんからそういうご提示をいただければ、9月の次回にそれを行うということを考えております。

それを受けまして、改めて10月の最初の部会の際に、その後の論点も含めまして、委員の方々に改めて補充的なペーパーの提出をお願いいたしまして、そして10月の部会で1回あるいは2回、集中的な議論を行う。その間、私たちの方は、できるだけ皆さんから、これまでの提出されたペーパーやご意見も含めまして論点の整理、論点の整理と申ししても、主に委員の方々にこういう点で意見が食い違っているということについて、もう少しきちんと整理をした上で、10月に集中的な委員の間の議論を行いたい、このように考えております。

大体そのような今後の段取りで時間的なスケジュールとその中で行う審議の内容を考えておりますが、そういうことで委員の方々、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○ 宮島部会長

それでは、事務局も、今日これを突然お願いしたのですが、委員の方から、これ以外、新たな論点としてここで議論すべきだという論点が出てくると思いますので、それに対して次回のときに対応していただきたいと思います。

それでは、本日の議題に入りますが、その前に、先ほど資料の説明がございましたが、平成15年度の特に物価スライドの取扱いについて、現在予算編成のプロセスの中で議論が進んでいるわけでありまして、この概算要求につきまして、これは今日の審議の対象ということでは特にございませませんが、事務局から報告を求めて、若干のご意見を伺いたいと思います。それでは事務局からご説明を。どうぞ、これから座ったままでお願いいたします。

○ 木倉年金課長

年金課長でございます。座ったままで失礼いたします。

それでは概算要求における年金の物価スライドについてのご報告を申し上げます。資料としては資料1-1、この白い冊子のものと資料1-2、一枚紙の「関係諸指標の動向等について」というのをご覧いただければと思います。

まず白い冊子の方ですが、概算要求の主要事項、これは省全体のものがまとめてありますが、この中の20ページをご覧いただきたいと思います。20ページに4として年金の関係、「長期的に安定した信頼される年金制度の構築」とございます。「○」で、年金給付費国庫負担金、要求額が5兆5,855億と書いてあります。その下の括弧に「物価スライドの特例措置に係る所要額は、枠外で別途要求」とありますが、これについてのご説明を申し上げます。

年金の物価スライドにつきましては、ご案内のように法律のそもそもの規定に基づきまして、前年の物価の変動に応じて自動的に額を改定する、いわゆる自動物価スライド制がとられておるわけですが、そういうことで前年平均の消費者物価指数が下落した場合には次年度の年金額が当該下落分だけ引き下がることになるという仕組みでございます。

最近のこの動向を見てもみますと、物価が一番上の方でございますが、平成11年▲0.3%、12年▲0.7%、13年▲0.7%ということで連続3年下落をしております。しかしながら、いずれの年も社会経済情勢等にかんがみまして、物価スライドに関する特例法が国会で成立をしております、年金額を引き下げずに据え置く措置が実施されてきたところでござ

います。

今年の要求に当たりましては、過去3年の状況と異なっている面といたしまして、賃金の部分に特に書いてございますように、現役世代の賃金の低下傾向がだんだんと明確になってきている。去年の後半ぐらいから1%台の低下傾向が見られてきており、保険料を負担している現役世代との均衡を考慮しますと、15年度において、この年金額を据え置く特例措置を講じるということは必ずしも適当ではないのではないか、一定程度の引き下げは必要ではないかというふうに省として判断をしたところでございます。

この場合に、これまでの過去3年分の据え置いた累積、これはその3年を足しますと▲1.7%分となりますが、これを含めて、今年の物価下落分、これを一挙に引き下げを行うこととなりますと、資料の一番下の方に書いてございますが、これだけの影響が見られるのではないかと。すなわち一番右の過去3年分プラス、今の見通しは▲0.6ですが、それを足しまして▲2.3%の引き下げを行うこととなりますと、その上の国民年金のご夫婦二人の満額の場合、13.4万円に対しますと、毎月3,080円の引き下げの影響になる。厚生年金の標準的な年金額23.8万円をとってみますと、毎月5,480円の引き下げになる。そういうふうな大幅な引き下げになりまして、影響が大き過ぎるのではないかと、一定の配慮は必要ではないかと判断をしているところでございます。

このようなことから、15年度要求におきましては、平成14年の物価の下落分、今の見通しですと▲0.6%ということに経済見通しはなっておりますが、それを引き下げるということの形での要求としたものでございます。

なお、概算要求の枠（シーリング）の基準といたしましては、法律に基づく義務的な経費分でしかそのシーリング額が設定をされなかったということがございますものですから、シーリングの枠内では法律の本則どおりの過去の累積分＋今年分ということで▲2.3%で所要額が計上されて5兆5,855億ということになっておりますが、過去の3年の累積分、▲1.7%分に当たる846億円、これは年金・諸手当でいうと846億円でございますけれども、このものは今年一挙に引き下げないということで、その分の所要額につきましては、このシーリングとは別に、その枠外という形で要求が認められたところでございます。その枠内、枠外の両者合わせまして、今年の▲0.6%分の要求という形になっておるところでございます。

この所要額の取扱いにつきましては、この一枚紙の真ん中の「○」にございますように、8月7日の閣議了解におきまして、年金及び諸手当の物価スライドの特例措置（1.7%相当分）に要する経費の平成15年度における所要額の取扱いについては、物価、賃金、公務

員給与の状況、年金制度の現状及び基本的考え方、社会保障全般における給付と負担の状況等を総合的に勘案し、予算編成過程で検討するものということで、今後予算編成の中で検討していくべきものということで示されたということでございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。当部会のミッションは、平成16年度の年金制度改革ということでございますので、これはもちろん直接な審議の対象というわけではございませんけれども、現在進行形で進んでいる重要な年金に関する案件でございますので、ただいまのご報告、厚生労働省の考え方につきまして、何かご意見があれば伺っておきたいと思っております。

○ 翁委員

前回いろんな方のご意見の中で、例えばスライド制とかそういったものも自動的に財政を均衡させるようなメカニズムをビルトインしたらどうかというような議論が非常に多かったですし、また既裁定者のカットということについてどう考えるかという議論がいろいろあったわけでございますけれども、今、現実問題として物価スライドというものが規定されていても、こういった経済情勢いかんによって、これを3年間は実施してこなかったというような経緯があったわけで、今後このスライド制または自動財政均衡メカニズムみたいなものを入れていこうという場合に、どの程度の裁量的な要素を残すのかというような点については、この物価スライドというものをどういうふうに特例措置みたいなものを扱っていくかという、その姿勢とかそういったことと密接にかかわっている話だと思っておりますので、これからの改正の議論に、今までのこういった状況をどう関連づけて議論していくかというのは非常に重要な点ではないかと思っております。

○ 宮島部会長

今のご意見のように、私もこの問題というのは、例えばかつて0.1%をどうするかというような議論あったときと今のは少し状況が違ってきていると思っております。確かに今ご指摘ありましたように、ある意味ではこれは一種のスタビライザー的な役割で、もともとの役割は、どちらかというとなら物価の上昇を念頭に置いて実質価値をいかに維持するか、ほとんどそれだけが考えられていた措置であったということもありますけれども、今、当部会で少し議論が始められているような経済情勢の変動であるとか、そういうものに依じて制度そのものがある程度弾力的に対応するような仕組みを考えるというときになりますと、これとは違った問題であるにしても、何らかのこういう経済情勢の変化でありますとかそれに対応する一種のスタビライザー的な発想は皆さんからある程度出てきているわけ

です。もちろん細かい点の設計はまだ全然されてなくて、そういう点で考えますと、今回の取扱いが前例になるかならないかは別として、例えば何かオートマチック・スタビライザ的なものを盛り込んでも、結局そのときのそのときの概算要求でまた議論しなければいけない話かなというようなことを考える方も多分いらっしゃるだろうと思いますし、私も意見がないわけではないですが、いかがでございますでしょうか、ほかに何かご意見があれば。

○ 岡本委員

こういう社会保障制度のような国の基本になる制度運営について、私は原則論としては決めたことは決めたとおりにしていくことが国民の信頼を得るという意味において私は正しいあり方ではないか、こんなふうに考えております。ただ、ここ数年というのは、50年に一遍あるか、100年に何回あるかというような極めて異常というか、大変な、言ってみれば、想定もしなかったような状況にたまたまなっているということを考えれば、私はここ数年とってきたこの判断は、それなりにきちんと国民のコンセンサスも得て、それなりにそれが是である、善であるということで決めたということでもありますので、私はそういう意味においては、これまでの取組みについては理解をしたいと、こんなふうに思っておりますが、基本的な考え方はこれからは決めたものをきちんと運用していくということの大原則として、それを忠実に守っていくことが国民の信頼を得ることにつながるのではないかと、こんなふうに理解をしております。

○ 宮島部会長

ほかにいかがでしょうか。

○ 大山委員

物価スライドということですので、閣議でこういう方向で進んでいることについてはわかりますけれども、この場でこれを議論するとした場合は賃金の問題をどうするかというのが一番大きいと思うんです。給付と負担という問題で必ず「現役」という言葉が出ることになれば、私の考えとしてはネット・ネットの考え方でありますので、そういう点からいえば、この物価スライドについての取扱いについて報告がありましたけれども、賃金の関係について勘案することになっているのですが、制度のときにどういうふうにするかということは、今後の制度の中でもっと明確にしていくことではないかと思えます。

○ 宮島部会長

ほかにございますでしょうか。いずれにせよ、これは現在の仕組みの問題でありますけれども、特に経済情勢ですとかいろんな情勢変化の中で、制度そのものが、ある程度弾力

的に対応できるようなことは考えられていることでもあります。今回のことに関して言えば、現在のフルスライドの仕組みがよかったのかどうかという議論は無論あると思いますし、また、今、大山委員からありましたけれども、かつて賃金なり物価なり、どういう指標で考えるべきかということについても議論があつて、現在はこういう制度としてできているということでもあります。

ただ、いずれにしても、今論点の提起がありましたように、今後新しい年金制度を考える際に、仮に現行の制度が必ずしもうまく働いていない、どうしてもそのとおりはうまくいかないとなれば、どこに原因があるかということを考えて、そうではない、もう少し、まさに制度そのものが経済情勢の変化の中で弾力的に対応できるような仕組みをむしろ我々としては考えることが早急に求められるのだらうと私は理解しております。

この議論は、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。教訓としては、私は十分考慮しておきたいと思っております。

それでは、本日の主たる議題でございます「支え手を増やす取組み」と「国民年金の未加入・未納対策について」という二つの追加議題にこれから入りたいと思います。これから通してこれを説明していただきます。

その際、適当なところで5分ほど休憩をとりまして、そして今日の説明及び資料に対する質疑をまず行い、その後、今日は今井委員と堀委員からこのテーマだけではございませんけれども、これに関してペーパーが提出されておりますので、お二人にペーパーについてご説明いただいて、その後、残りの時間、このテーマで今日は議論をしたいと考えております。

それでは、まず二つの議題につきまして、事務局から通して説明をしていただきたいと思います。

○ 木倉年金課長

それでは、資料は3点でございますけれども、まず追加的な論点としての「支え手を増やす仕組み」、資料2-1でございます。その参考資料といたしまして資料2-2、分厚いものがございます。その次に「国民年金の未加入・未納対策」、資料3でございます。この3点のご説明をいたします。

まず「支え手を増やす取組み」でございます。参考資料を適宜ご参照いただきながら、ご説明を申し上げます。なお、表紙に書いてありますように、前回もあつたようでございますが、これらに挙げておりますのは、今後を議論を深めていただく上で必要と事務局で考えました論点の例でございます。これ以外にも種々論点あるかと思っておりますが、よろし

くお願い申し上げます。

おめくりいただきまして1ページ、「支え手を増やす取組み（論点（例））」として幾つかの整理をいたしておりますが、これまでもいろいろご議論いただいておりますが、例えば女性や高齢者など年金制度の「支え手」を増やしていくことの意義についての、これまでも各方面で述べられていることについての認識のまとめをしてみました。

最初の「○」でございますが、今後、急速な少子高齢化の進行が見込まれる中で、我が国の経済・社会を活力あるものにしていくために、社会の支え手を増やすことは重要な課題である。そういう中で、雇用の流動化など見られる中で、働く意欲を持つ者が多様な形で働いて能力を発揮できる社会を構築していくことが必要でありまして、社会保障制度や雇用を含む社会・経済制度全体を改革していくことが、強く求められておるということでございまして、この点のデータは、ご説明申し上げることもないと思っておりますけれども、1-1には、以前、ご説明がありました将来推計人口、新しい推計のものを付けております。1-2としては労働力人口、労働力率の最近の推移を付けております。

1-3は、労働力人口の見通し、これは古くなりますが、前回の人口推計（平成9年1月）をベースにして、11年8月閣議決定をされているものでございまして、新しい人口推計に基づくものは、さらに作業中と伺っていますので、また新しいものが出ましたらご報告させていただきたいと思っておりますけれども、前回のものの中でも、ページが見えづらくて申し訳ありませんが、参考資料6ページにございますように、55歳以上の労働力人口の大幅な増加を見込む、あるいは女性についてのほとんどの年齢階級での労働力率の上昇を見込むということを前提に見通しが立てられておるということでございます。

参考資料の方の1-5、10ページ、就業形態の多様化についてということで、パート等の雇用の形態の動向というようなものの資料を付けさせていただいております。

これを前提にしてございまして、もとの資料に戻っていただきまして、次の「○」ですが、年金制度におきましても、女性や高齢者等の支え手を増やすことにより、支え手の方自身の年金保障の充実を図ることも大事でございまして、さらに年金制度においても、将来の少子高齢者社会が進んでいく中での給付と負担のバランスをきちんと図り、安定的な制度運営を行っていくことが重要になってきているのではないかとということを挙げております。

これにつきましても、参考資料をご覧くださいまでもないですけれども、9ページの1-4で、主要国における年齢階級別女性の労働力率の動向、特に日本については、平成2年の動向と平成12年の動向、M字カーブの少し変化のある推移のところが挙げられており

ます。

1-6、短時間雇用者数の近年の推移ということでございます。白い棒グラフのものが短時間雇用者数、男女トータルで、右側の低めの棒グラフが女性の数の推移でございます。折れ線グラフで付けられているもの、上が女性の雇用者数中の短時間労働者のパーセンテージ、下の点線が男女合わせた雇用者総数中の短時間雇用者の推移で、その動向を示したものでございます。

1-7につきましては、これは女性ですが、年齢階級別雇用者比率、これは平成元年と11年をとっております。この上の二つ、上が平成11年の雇用者の年齢階級別の動向、その下の2番目の点線が平成元年の雇用者の動向、その下二つ、上から3番目の実線が平成11年の厚生年金被保険者の割合の動向、一番下の点線が平成元年の厚生年金被保険者の割合の動向という図を付けさせていただいております。

次の1-8は、男性について同じように雇用者比率の元年、11年の比較、厚生年金の被保険者の比率の推移を付けさせていただいております。同じように上二つが平成11年、平成元年の雇用者数の動向、下二つが平成11年と平成元年の厚生年金被保険者の比率の動向ということでございます。

1-9は、60歳台前半の労働力人口の状況、左の方は、60歳台前半の人口768万人中の労働力人口あるいは就業者の数、厚生年金の在老の受給の状況等を内訳で挙げております。右の方には違う統計からですが、60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の受給権者数のうちで現在被保険者である方、働いていらっしゃるか、あるいは在老を受けながら働いていらっしゃるかということで白抜きと黒抜きとこういう形で分けて表示をしておるデータでございます。

1-10は、これは高齢者の就業の希望ということでございまして、上の方が40代、50代の方々の何歳ぐらいまで働きたいかという動向、下の60歳以上の方々についての動向。下の方ですと、65歳以上まで、あるいは年齢にこだわらずに働くのがよいとする方の割合が多くなってきておるということでございます。

簡単でございますが、データはそんなところでございます。

また戻っていただきまして1ページですが、年金制度の中でのこういう認識の下で、年金制度については、年金制度が就労抑制的な仕組みになっている部分があるのではないかとご指摘もございますが、そういう部分については見直しを進め、個人にとってなかなか中立的になってない部分があるのではないかとということにつきましては、多様な選択が可能となる制度としていくことが必要ではないかという基本的な考え方を示しております。

す。

次の「○」ですが、このような支え手を増やしていく取組みに当たっては、他方での高齢者雇用の推進の施策、短時間労働者の能力の有効発揮のための施策、さらには多様就労型のワークシェアリングなどの雇用政策面での取組みとの連携を一層図っていくことが重要ではないかということをつけております。

これにつきましては、参考資料では1-11、これは先ほどと同じようなこととなりますか、雇用対策基本計画、平成11年8月のものですが、これの中におきます部分を付けております。特に17ページでは、向こう10年間程度における取組（65歳までの雇用の確保）をきちんと図っていくことが述べられており、その部分を抜粋して付けさせていただいております。

1-12でございますが、これは先般（14年6月）に出ました「年齢にかかわらず働ける社会に関する有識者会議」の〈中間とりまとめ〉ということでございまして、その資料をつけております。これにつきましても、まずもって65歳までの安定的な雇用の確保、さらには、その下の方ですが、その次のステップとしては、今後10年間を年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた基盤整備の期間ということで、集中的な努力をしていく必要があるということが述べられておるところでございます。

このような基本的な考え方の整理に立ちまして、もとの資料の2ページでございますが、ここに論点として少し例示をさせていただきましたのは三つの点でございます。

- ①、短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大ということはどう考えていくのか。
- ②、高齢者の就労促進と年金制度の関係。就労抑制的な部分があるのであれば、見直していくべきではないかということはどう考えていくのか。
- ③、次世代を育成していくことに対します支援、これと年金制度との関係をどのように考えていくのか。

おめぐりいただきまして3ページ、「2 短時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大」についての論点を少し整理をさせていただいております。申し遅れましたが、この辺の資料からは、先般もご紹介がありましたが、神代代理に座長を務めていただいております「雇用と年金の研究会」を私ども勉強の場としてやらせていただいておりますけれども、その中で論点を出させていただいて整理をしたものからのご紹介をさせていただいております。

最初、この部会でもご紹介がありました、昨年まとめられた「女性と年金の検討会」では、多様な形態の就労を通じて年金保障の充実を図ることができるようにするとともに、